

**「(仮称)町田市景観計画(素案)」
パブリックコメント実施結果**

町田市都市づくり部まちづくり推進課

「(仮称)町田市景観計画(素案)」 パブリックコメント実施結果

I. 意見の募集期間

2009年9月11日(金)～2009年10月9日(金)

II. 意見の募集方法

- 「広報まちだ9月11日号」に概要掲載
- 「町田市ホームページ」に内容掲載
- 下記窓口での資料配布
 - ・まちづくり推進課(市役所中町第3庁舎2階)・市民相談室(市役所本庁舎1階)
 - ・市政情報やまびこ(市役所中町分庁舎1階)・市民協働推進課(市民フォーラム3階)
 - ・各市民センター・木曾山崎センター・玉川学園文化センター
 - ・各市立図書館・市民文学館
- 関係者、関係団体(近隣地方公共団体等)への資料送付

III. 「(仮称)町田市景観計画(素案)」の概要

- 序章 良好な町田市の景観づくりを目指して
- 第1章 町田市の景観の特徴
- 第2章 町田市の景観づくりの基本的な方針
- 第3章 地域別の景観づくりの方針
- 第4章 届出制度による景観づくり
- 第5章 景観法に基づくその他の方針等
- 第6章 計画の推進・管理

IV. お寄せいただいたご意見の内訳

14名、5団体の方から、延べ42件のご意見をお寄せいただきました。ご意見の内訳は次のとおりです。

項目		件数
1. 「(仮称)町田市景観計画(素案)」全般について		3
2. 「序章 良好な町田市の景観づくりを目指して」に関すること		2
3. 「第3章 地域別の景観づくりの方針」に関すること		3
4. 「第4章 届出制度による景観づくり」に関すること		6
5. 「第6章 計画の推進・管理」に関すること		12
その他	6. 開発行為に関すること	2
	7. 道路整備に関すること	2
	8. 公園・緑地の保全、維持管理に関すること	7
	9. 無電柱化に関すること	2
	10. 建築協定に関すること	1
	11. 騒音・ごみ対策等生活環境に関すること	2

V. お寄せいただいたご意見の概要と市の考え方

※お寄せいただいたご意見は取りまとめの都合上、集約して掲載しています。

「(仮称)町田市景観計画(素案)」全般について

ご意見の概要	市の考え方
全般的には画期的な取り組みで、よくまとめられていると思います。その成果を心から期待しております。	ご期待に沿うことができるよう、「町田市景観計画」の策定・運用を進めてまいります。
行政と市民とで、このような計画を推し進めていることは大変喜ばしいことだと思っています。	
町田市景観条例も議会で承認され、この度は町田市景観計画の策定の方向へ進んでいることは、市民の一員としてまことに喜ばしいことと存じます。	

「序章 良好な町田市の景観づくりを目指して」に関すること

ご意見の概要	市の考え方
計画目標時期の2030年までのアクションプログラムの策定とその成果が必要ではないでしょうか。短期目標、中期目標、長期目標のプログラムを設定し、3年程度のレンジで、評価、見直しを行い、公表するように制度化するべきである。	現時点では、主要な取り組みについておおむね5年ごとを目安に進捗状況を確認するとともに、成果指標に基づく評価、検証を行い、必要に応じた見直しを図ることを考えています。短期目標、中期目標、長期目標の設定等について、ご意見を参考に、計画の運用の中で検討してまいります。
素案にあるように、今後造られる建築の規模、様式や色彩などにルールは確かに必要であるが、その前に私たちが恩恵を受けているものを子々孫々にバトンタッチする必要がある。	ご指摘にあるように、それぞれの地域における景観の価値を、市民の誇りとして継承し、創造していくためには、市が積極的に景観行政を担い、地域住民の意見を反映したきめ細やかな景観づくりに取り組む必要があると考えます。

「第3章 地域別の景観づくりの方針」に関すること

ご意見の概要	市の考え方
「駅周辺の景観づくり」という表現は、「駅周辺の都市再開発」という誤ったイメージを持たれかねないので、例えば玉川学園の場合は、「80年来の歴史的な学園都市にふさわしい町並みの景観づくり」と表現してほしい。	ご意見を参考に「地域生活の中心となる学園都市にふさわしい駅前の景観づくり」と修正を行うことを考えています。
地域別の景観づくりの方針—南町田地域—の景観づくりのテーマ(1)を、“南”鶴間における河川・水路の景観価値を意識し、育む見地から、「多様な特性と残された自然に配慮したまち並みづくり景観づくり」と改題してほしい。南鶴間の境川に残された水辺の緑は貴重な景観軸であるため、これをテーマの中に位置づけ、積極的に取り組んでほしい。	ご意見を参考に「自然や住宅地の多様な特性に応じたまち並みづくり」と修正を行うことを考えています。
森の丘住宅は、建築協定及び緑化協定の下、住民の努力によって維持されている統一感のあるまち並みが形成されてきたことから、今後とも維持すべき景観である。従って、第3章地域別の景観づくりの方針、鶴川地域の配慮すべき景観要素に「森の丘住宅(金井6丁目)」を追記してほしい。	ご意見を参考に「三輪緑山/薬師台/金井などの住宅地」と修正を行うことを考えています。

「第4章 届出制度による景観づくり」に関すること

ご意見の概要	市の考え方
<p>景観形成誘導地区の範囲を、小田急町田駅前からJR町田駅付近(中央図書館まで)と、中央商店街通り、原町田大通り、文学館通り、都市計画道路町3・3・7号線を加え、縦軸と横軸を含めた地区としてほしい。</p>	<p>ご指摘の範囲については、「にぎわいゾーン」として景観形成を図っていくことを考えています。町田駅前通り、原町田大通り、文学館通り等はそれぞれ地域の特性や景観形成の方向性が異なるものと考えられるため、範囲を限定しつつ、地域の合意形成を踏まえたくえで、別個の景観形成誘導地区の指定や地域の独自のルールづくりが望ましいと考えます。</p>
<p>景観形成ゾーン毎の詳細基準を具体的数値で示してほしい。</p>	<p>「景観形成ゾーン」は、町田市景観条例に基づき、町田市の地形等の特性をふまえて指定しているもので、色彩基準等の数値も緩やかな誘導となります。より細やかな誘導基準は市民の提案・合意により、地域特性を勘案した「景観形成誘導地区」の指定に基づいて進めていくことを考えています。</p>
<p>景観形成ゾーン内の特徴を生かす「めりはり」を持つ。詳細基準作成作業委員会を区分毎に設立を希望する。</p>	<p>ご意見を参考に、景観形成基準を補足するための「ガイドライン」の策定に向けた検討を進めてまいります。</p>
<p>景観形成ゾーンの景観形成基準の「配置」における明確な基準値を示してほしい。また、本計画の次段階(詳細実施活動、基準詳細策定、地域活動母体等)への推進を望む。</p>	<p>ご意見を参考に、景観形成基準を補足するための「ガイドライン」の策定に向けた検討を進めてまいります。</p>
<p>丘陵地ゾーンについて、小山ヶ丘以南は既に宅地区域となっているが、本来の多摩連続丘陵は国道16号線御殿峠から北西部が残り、相原町以西から高尾山の稜線の重要性を鑑みる必要がある。行政の取り組みの程度が解らないので、ランドデザインを示してほしい。</p>	<p>ご意見を参考に近隣地方公共団体との協議、調整もふまえて検討してまいります。</p>
<p>企業に対し、商業地域での色彩への協力要請、感性の向上や開発時の景観計画の重視などを働きかけてほしい。</p>	<p>一定規模以上の建築物等については、色彩基準を設け景観誘導を行います。対象規模以下の建築物等や既存の建築物等については、ご意見を参考に周知、啓発から取り組みを進めていくことを考えています。</p>

「第6章 計画の推進・管理」に関すること

ご意見の概要	市の考え方
ロンドンでは新住宅街のどの家の庭にもコパービーチが植えられており、日本では見かけないが美しい木である。	住宅街を同じ樹種で生垣や並木として整備し、その景観づくりに対する取り組みや花壇コンクール等のような身近な景観づくりに対する取り組みを、「生活風景宣言」として登録することが可能です。それらを周知、啓発していくことを検討してまいります。また、町田市では「市の木」、「市の花」および「市民の木」、「市民の花」を選定しています。それらの木や草花は、街路樹や花壇の沿道緑化に選ばれています。今後もそれらの普及に努め、緑化施策を展開していくことを考えています。
「花と緑の町田」が、花壇コンクールなどにより、定着してきてとても良いと思いますし、今後も続けてほしい景観の一部だと思います。	
生け垣や樹木、草花により、緑のない空き地のままとっている公園、学校、道路沿い、寺、丘陵地などで緑化の景観を創造する。また、基調となる樹木、草花を数種選定し、それらを中心にして緑化を展開する。	
フランスのロワール川に沿って建つ家の屋根は皆赤く壁は皆白く鮮やかな風景であり、緑の野に映えます。小田原から新宿まで小田急線沿線の屋根はねずみ色ばかりであり、町田は、明るくなるような屋根の赤い街を作ったらどうでしょうか。	町田市の景観計画では、地域特性を踏まえた色彩基準を定めます。更に特徴ある基準については、地区住民や地権者の方々の合意を前提として、「景観形成誘導地区」等として定めることが可能です。
住環境における「景観」(保存したい景観)は、近隣の数十戸の意見だけでなく、町田市、町内会や開発企業を含めて方向性を決めてほしい。	
地区・市民の自らの意志によって、建築協定などよりも強制力を有する“より詳細な”ルールを獲得できるよう明記してほしい。	
斜面緑地等の良い地形を活用し、見晴らしを考慮したまちづくりプランを考えてほしい。	町田市の景観計画では、日頃身近に感じている魅力的な風景を守り、育てていくために、地区住民や地権者の方々の提案により「地域景観資源」として登録できる制度を設けます。面的な広がりのあるものは、「町田市住みよい街づくり条例」に基づく「地区街づくりプラン」あるいは「景観形成誘導地区」等への指定を目標とした取り組みにつなげ、市では、それらの活動に対し、支援を行ってまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ・多くの場所から見られる山岳、丘、森が作り出すスカイラインを切り裂く建築物を制限する。また、スカイラインを眺望する場所を整備する。 ・起伏は湧水を生み、きれいな水には必ず子どもが集まる。自然を生かした管理を行う。 ・現存する緑は減らさない努力をする。 	
「景観形成誘導地区」に町田市で水と緑と生物多様性の河川の景観を考慮されたし。真光寺川、鶴見川、恩田川、境川の川沿いは市民の貴重な散策コースにもなっています。	
町田市景観条例第4条、第5条、第6条に景観づくりへの取り組みの基本姿勢がそれぞれ述べられているが、「行政が率先して実践する」とか、「先導する」など、現実的に市役所が対応することが至難のことではないかと危惧するものです。また、規定された文書が整えられていれば、景観を阻害する行為でも不許可とは出来ないということになるので、各自の「責務」を明確にしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・「責務」に関しては、「町田市景観条例」の中で明記している他、第6章「計画の推進・管理」でも、それぞれの主体の取り組みとして内容を明記しています。また、日頃身近に感じている魅力的な風景を守り、育てていくために、地域住民等の提案により「地域景観資源」として登録することができ、必要に応じて「景観重要建造物」、「景観重要樹木」の指定や「景観形成誘導地区」等への指定を目標とした取り組みにつなげ、市では、それらの活動に対し、支援を行ってまいります。 ・公共事業を中心に庁内の協議、調整や指針の策定等により、市が率先して取り組んでいくことを考えています。
持続可能な市民組織を根気強くつくり、行政内部の意識を向上させ、個人、グループと行政との協働をすすめてほしい。	個人、グループ(事業者も含める)、行政が協働して景観づくりに取り組んでいくことは大変重要なことであると認識しており、その環境づくりに取り組みたいと考えています。
住民主導の景観保全活動の手続きにおいて、積極的に景観保全活動を行おうとしている団体に混乱が生じないよう、広く意見を聞いたうえで、既存条例(「町田市住みよい街づくり条例」)の見直しと景観計画との具体的な関連づけを早急に行ってほしい。	第6章「計画の推進・管理」にあるように、良好な景観づくりを目指す活動について、より積極的な支援ができるよう「町田市住みよい街づくり条例」の改善に向けた検討をすすめてまいります。

その他のご意見に関すること

ご意見の概要	市の考え方
開発の申請があったら市は勝手に許可を降ろさず、まず当地の町内会および周辺町内会に連絡してほしい。	・町田市の景観計画に関する届出については、景観に配慮するよう指導してまいります。また、開発申請に関しては、法令に基づく審査をし、許可をしており、条例に則り事前公開の看板等で近隣住民の皆様に周知しています。
開発の「規模」ではなく、町田市のブランドをかけ、「質」を見極めてほしい。	・地域のルールがあり、その紹介の要望が町内会等から出ているものについては、事業者が地域ルールが存在する旨を伝えております。
視覚障がい者なので、ガイドヘルパーと同行しているが、町田市の歩道は狭いので、充分安全に歩ける様な街づくりを望みます。	
案内板、標識等の整備をお願いしたい。(例えば、小野路宿通りへ行くためにバス停まで行ったが、よく分からなかった。)	ご意見を参考に、庁内の関連する部署、機関と連携して取り組みを進めてまいります。
駅前通り等の植栽帯の補植を適時願いたい。	
公園の維持、管理を普通に行って下さい(例えば、駅前通り沿いの小公園)。	公園の維持・管理は、限られた予算の中で、最大限の効果が発揮されるように努めています。駅前や駅周辺の小公園は、住宅地内の公園に比べ、ごみのポイ捨てや夜間騒音等の迷惑行為が多く発生しています。そのため現在、公園をより美しく維持したいという意識を持った有志の方々にご協力いただきながら、管理をしている所もあります。
町田市が、緑を主とする観光まちづくりを目指すために、市民、個人に対して景観・環境に対する意識の啓発をしてほしい。	ご意見を参考に意識の啓発をしていきたいと思えます。
「緑地保全」「植生・植樹」「掃除日(地域)」等の様々な地域活動への支援予算措置が必要となるので検討してほしい。	ご指摘の内容については、庁内の関連する部署で用意している支援策とも調整を図りながら、対応を検討してまいります。
生活住環境の質を微妙なバランスで保っている貴重な場所を地域住民(町内会)と町田市で選定し、市民の税金で買い上げるなどの施策を実施してほしい。予算は、任意団体のトラスト運動ではなく、無駄の排除や基金(緑債券の発行等で緑を確保する基金をつくる等)の設置などで捻出してはどうか。	ご意見を参考に意識の啓発をしていきたいと思えます。基金等の設置については、貴重な意見として参考に研究してまいります。
市と地域が役割分担をして、管理(除草、ゴミ管理、落ち葉拾い等も含む)を行う。地域の管理者は数名単位の公募制としてはどうか。ボランティアだが、ポイント制としても良い。	市民、地域の学校や他の行政機関等と連携して、維持管理の仕組みを検討してまいります。
樹木業者等の力を必要とする作業が出てくるため、地域担当の業者を選定して、密なる連携の下に、業者にも主体的意識を持たせることが必要。	
電柱を地中化して、市道の両側に浅層埋設方式で地下に電線と電話線を引き、その上にトランスを載せ、街灯ポールを建てる。	電線地中化等の無電柱化事業については、主要な駅周辺や災害時緊急輸送路を優先して整備していく必要があり、主に道路整備事業にあわせて施工したいと考えております。また、開発行為による届出に際して、電線等の地中化や横断箇所の集約、裏通り配線を指導していきたいと考えています。

成瀬台の電柱地中化が成った暁には、町田ひいては日本有数のモデル地区としてマスコミ等に発信し続ける。	電線地中化に限らず、美しい街並モデルは随時情報発信を行っていくことが必要であると考えます。
地域協約をさらに厳しい協定に変更する。	建築協定については、地区住民や地権者の方々の合意により可能です。
近隣のピアノ騒音公害を追放するために防音装置設置を義務付ける。	町田市の景観計画では、防音装置の義務化は難しいと考えられます。
犬のフン、タバコ・空カンのポイ捨て、店看板の道路占用など、モラルの低下については、関係部局だけの問題にせず、町田市全体で関連性を持たせながら明記してほしい。	ご意見を参考に、庁内の関連する部署、機関と連携して取り組みを進めてまいります。

問い合わせ先： 町田市都市づくり部まちづくり推進課 TEL 042-709-0642